

# 医政メモ Q&A

## 札幌市における保健福祉計画の立案について

札幌市における保健福祉分野における計画は、表に示すとおりである。ゴシックで記した各計画は、平成29年度に計画時期の終了を迎える。平成30年度からの次期計画の策定にあたっては、介護保険における予防給付が市町村の地域支援事業に移行することとなり、さらに昨年、地域支援事業実施要綱が改定されたことなどもあり、大幅な改定が予想される。今回の医政メモQ&Aでは、その概要を取り上げることとした。

**Q：保健福祉計画はどのように立案されるのですか。**

**A：**各計画は、札幌市が策定するほか、計画によっては市長の諮問を受けた委員会で検討され立案されます。委員会の委員は地域福祉サービスの提供者、保健・医療に携わるもの、学識経験者、市民委員等で構成され、札幌市医師会が推薦した委員も参加します。委員会等で協議された計画は、札幌市長に答申

され、市民の意見も取り入れた上で決定されます。また、計画により札幌市の担当課が異なっていますが、特に平成30年度に改定を迎える計画は関係部局が連携して見直しを行っていくこととなっています。

**Q：地域福祉社会計画の概要と課題を教えてください。**

**A：**札幌市地域福祉社会計画は、社会福祉法において市に策定努力義務が課されている計画で、平成7年に、地域福祉推進のための理念や仕組み作りの方向性を定めた「札幌市地域福祉社会計画」を策定され、その後平成15年、平成24年に見直しが行われています。

現在札幌市では、少子高齢化が急速に進み、地域においては独居高齢者の増加や核家族化の進行、孤立死問題の深刻化、子育て家庭の孤立化、高齢者虐待や児童虐待の表面化、判断能力の低下した認知症高齢者や障がいのある方々の権利擁護環境の整備など、多

表 <保健福祉分野の計画一覧>

計画名	計画年度	担当課
札幌市地域福祉社会計画	H24-H29	保) 総務部総務課
札幌市生活困窮者自立支援計画	H27-H29	保) 総務部保護自立支援課
札幌市高齢者保健福祉計画 札幌市介護保険事業計画	H27-H29	保) 高齢保健福祉部介護保険課
さっぽろ障がい者プラン 障がい者保健福祉計画 障がい福祉計画	H24-H29	保) 障がい保健福祉部企画調整担当課
健康さっぽろ21	H26-H35	保) 保健所健康企画課
さっぽろ医療計画	H24-H29	保) 医療政策担当部医療政策課
新・さっぽろ子ども未来プラン	H27-H31	子) 子ども育成部子ども企画課

様化・複雑化した福祉課題が多く見られるようになってきています。

また、介護保険における予防給付が平成29年度末をもって終了し、市町村が行う地域支援事業に移行することから、計画の大幅な改定が必要になることが予想されます。公的サービスの内容の検討のみならず、公的サービスだけでは対応が困難な市民に対しても十分な支援が行える体制を構築するために、地域における支え合いもより重要になると考えられます。

**Q：「地域における支え合い」はどこで協議されるのですか。**

**A：**国は、地域包括ケアシステムにおいて、市町村や都道府県が地域の自主性や主体性に基つき、地域の特性に応じて作り上げていくことを求めています。また、「少子高齢化や財政状況から、『共助』『公助』の大幅な拡充を期待することは難しい」とし、「自助」および住民組織やボランティア活動を中心とした「互助」の役割を強調しています。

札幌市では、行政計画として位置づけられた「札幌市地域福祉社会計画」に加えて、地域住民や各種団体が主体的に策定する民間の活動・行動計画としての「さっぽろ市民福祉活動計画」を策定し、この2つの計画が札幌市における地域福祉の推進を目的としてお互いに補完・補強し合うことになっています。

「さっぽろ市民福祉活動計画」は、社会福祉法人札幌市社会福祉協議会が中心となり、地域福祉に関わる関係機関・団体、地域住民、行政等と協力しながら計画的に札幌市の地域福祉を進めるものです。この計画も、平成30年度改定に向けて策定委員会が組織されることになっており、当会からも委員を推薦しています。今後、地域包括ケアシステムが本格的に始動していく中においても、当会会員がこれからも良質な医療を円滑に市民に提供できるよう、当会としても委員会において積極的に発言して参ります。

**Q：介護保険に関する計画も重要になってくるとお思いますか。**

**A：**はい、その通りです。札幌市が主体となる地域支援事業が、介護保険の予防給付事業から完全に移行する平成30年度が、札幌市の次期「介護保険事業計画」の始期となります。地域包括ケアシステムが本格的に始動していく中で、地域において高齢者を中心とする市民が、良質な医療や介護を継続的かつ安心して受け続けることができる環境を確保することが重要です。

次期介護保険事業計画は、札幌市介護保険事業計画推進委員会において検討が始まったところです。この委員会には、本会からは松村理事と私が地域福祉部担当理事として参加しておりますが、現在委員会では、市民および介護保険事業者に対して介護に関する意識および介護を取りまく現状について調査を行う準備をしているところです。さらに、本委員会では、安倍政権が新・第三の矢の一つとして掲げた「介護離職ゼロ」すなわち、介護する家族が介護のために離職をすることがない社会の実現に向けた具体的な検討も行うことになっています。「介護離職ゼロ」の実現に向けた実効性のある政策が立案されるよう、今後とも発言をしていきたいと思っております。

**Q：今後の予定について教えてください。**

**A：**平成30年の各計画の改定に向けて、札幌市ではまだ議論が開始されたばかりです。今後各委員会内で計画の策定が行われ、さらに市民からの意見公募、意見交換会を通じた市民意見の反映等を通じて計画が決定されることとなります。札幌市医師会では、計画の内容を精査し、会員のみなさんが安心して医療・介護サービスを継続的に提供できるよう今後とも意見を述べて参ります。引き続き当会活動へのご協力をお願い申し上げます。

(政策部担当理事 荒木 啓伸)